


令和5年度 6月27日開催分 ・大崎上島町農業委員会議事録 作成者 中島 優輝

日 時	令和5年 6月27日 (火) 午後1時30分	場 所	大崎上島町役場2階会議室
1. 出席 委員	越田賢一・幸家真美・藤原孝一・文田秀也・中原幸太・岩崎太郎・西田秀夫		
2. 欠席 委員	なし		
3. 出席者 総 数	出席者 7名 欠席者 0名		
4. その他 出席者	事務局 中島優輝		
5. 議 事 録 署名委員	文田委員・中原委員		
6. 担 当 推進委員	谷口徳行・道林栄三・佐古岡厚・島瀬弘文		
7. 提 出 議 題	<p>審議及び報告事項</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について          議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について</p>		
8.	議 事 内 容		
事務局	<p>定刻になりましたので、6月の農業委員会を始めたいと思います。本日、事務局長は別の会議に出席のため不在です。</p> <p>それでは会長、よろしくお願いいたします。</p>		
議長	<p>あいさつ</p> <p>議事録署名人の選任ですが、文田委員と中原委員にお願いします。</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p>		

	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 6月27日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを6月15日に谷口委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
谷口委員	6月15日に事務局と現地確認に行きました。資料の9ページの地図を見てください。場所は浄泉寺から登って行った先にある三叉路の手前です。管理はちゃんとされており、植えてないところは黒の防草シートをして草が生えないようにしており、一部に果樹が4本ほど植えてありました。特に問題はありませんでした。 審議の方、よろしくお願いします。
議長	議案第1号について、質問等ありませんか。
委員全員	意見なし
議長	それでは議案第1号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第1号は許可と決定いたします。 続いて議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 6月27日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを6月14日に道林委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
道林委員	資料の18ページの航空写真を見てください。場所は、役場大崎支所の前です。現地確認の写真のようにきれいに管理されており、栗の木や甘夏が植わっており問題はないですね。
議長	議案第2号について、質問等ありませんか。
委員全員	意見なし
議長	それでは議案第2号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第2号は許可と決定いたします。 続いて議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 6月27日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを6月15日に佐古岡委員と現地確認しておりますので、報告をお願いします。
佐古岡委員	申請地の地目は畑になっていますが、農地パトロールでは耕作放棄地になっています。写真を見てもらったら分かるように、1か所しか畑として機能していません。

	譲受人はどういう考えで譲り受けたのだらうと思いますが、1か所だけであとはならしっぱなしで雑木林です。もしこの後、開墾してくれたら農地が増えるので良いことですが、難しいでしょう。
議長	申請書にあるように、家の周りの農地については、野菜を植えるようですね。譲受人はどのような人ですか。
佐古岡委員	分かりません。
議長	この辺りはイノシシが出てどうにもならない。島に移り住むということですが、どこに住むのですか。
事務局	譲受後はおそらく申請地横の家に住むのだと思います。
議長	倉庫兼住宅ですが、住むのは難しいでしょう。
佐古岡委員	荒地でも農業委員会に諮らないといけないのか。
幸家委員	登記簿に農地があれば、農業委員会を通さないとはいけません。 国土調査が済んだら全部変わるかもしれませんね。
議長	他に意見等ありませんか。ないようですので議案第3号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第3号を許可と決定します。 続いて議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 6月27日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (別紙、農地権利移動許可申請に係る審査表を朗読し、審査表に基づき説明) こちらを6月16日に島瀬委員と現地確認しておりますが、報告については、事務局より行います。47ページの現地確認の写真をみてください。現地はきれいに管理されていまして、真ん中の方に墓地があったのですが、別地番で今回の申請とは関係ないので問題ないと思います。以上です。
議長	航空写真では木が生えているようですが、現地確認の写真では何もない。
越田委員	今は何も植えてないのですか。
事務局	今は何もなかったです。
議長	議案第4号について、質問等ありませんか。
委員全員	意見なし
議長	それでは議案第4号は許可をしてよろしいでしょうか。挙手をお願いします。
委員全員	挙手
議長	全員賛成ですので、議案第4号は許可と決定いたします。 続いて議案第5号について、事務局より説明いたします。
事務局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画について諮問があったので、農業委員会の意見を求める。 令和5年 6月27日 大崎上島町農業委員会会長 西田 秀夫 (資料を基に説明)
議長	審議事項は以上です。 その他 大崎上島町農業経営基盤強化促進基本構想変更案の策定について (照会)

	(事務局より説明) 以上で農業委員会を閉会します。
9. 議決及び 賛否の数	議案第 1号 賛成 7名 反対 0名 議案第 2号 賛成 7名 反対 0名 議案第 3号 賛成 7名 反対 0名 議案第 4号 賛成 7名 反対 0名 議案第 5号 賛成 7名 反対 0名
10. 閉会日時	令和5年 6月27日 (火) 午後 14時10分
11. 議事録 署名	議事録署名人 西田秀夫  議事録署名人 文田 秀也  議事録署名人 中厚幸太 